

京都市環境審議会

平成 22 年度第 2 回京都市環境影響評価条例部会及び京都市環境保全基準部会

議事要旨

日 時 平成 22 年 11 月 25 日（木） 午後 2 時～午後 4 時

場 所 ホテル本能寺 5 階 「祇園」の間

出席者 笠原部会長，板倉委員，徳地委員，山田委員

欠席者 大久保委員

内 容

1 開会

2 議題

（1）京都市環境影響評価等に関する条例の改正について

- ・事務局より資料 1 について説明

（事務局）事務局からの説明を補足すると、現状では、市が事業主体となって行う事業については、SEA の実施を要綱で定めているが、たとえば PFI 等市が事業主体にならない事業については SEA 実施の規定はないため、市が土地を貸すなり、市が事業主体でなくても、関与している事業については自主的な SEA の実施を求めるようにしていきたい。

（笠原部会長）SEA 実施を義務付ける特定地域での開発行為についての規模要件は、4 ヘクタール以上が前提か？

（事務局）この規模についても議論いただきたい。資料 1－3 裏面の右から 2 列目が SEA 要綱で定められている第二種事業の対象事業ごとの規模要件で、例えば、農業造成事業や新住宅市街地あるいは開発等の規模要件については、事業アセスや SEA の第一種事業では、特定地域では 10 ヘクタールとしているが、SEA の第二種事業では、4 ヘクタールとしている。市の SEA 要綱を策定した際の議論では、基本的には SEA 第二種事業の対象規模は、条例の対象規模（10 ヘクタール）の半分（5 ヘクタール）にし、さらにもう少し厳しくするべきだということで 4 ヘクタールにしたという経過があった。山間部で 4 ヘクタールの規模の開発はあまり例が無いが、今後、話題になりそうな案件として、山ノ内の浄水場の跡地がある。ここは南北の敷地をあわせると 4.6 ヘクタールとなるが、対象規模の議論については経済性の問題等も考慮して、どの位の規模が適当かについても、ご意見を賜りたい。

（板倉委員）特定地域概略図の中で京都駅の南部と山科盆地と洛西ニュータウンが抜けているのは、どういった意図か。

（事務局）次回までに調べてお答えする。

（笠原部会長）京都市内で 4 ヘクタールの開発は、どの程度あるか？

(事務局) 10年に1度ぐらいである。

(板倉委員) 梅小路の水族館の広さと高さはどれくらいか。

(事務局) 梅小路公園全体であれば約12ヘクタールになるが、水族館に限定すれば、約1.2ヘクタールになる。建物の高さが約20メートルなので、事業アセスの規模要件にもかからない。

(笠原部会長) 京都府の規模要件は50ヘクタールなので、4ヘクタールとなると隔たりがあるが、実際に京都市内ではそれほど大きな開発事業が難しいというのが実情と思う。規模要件を4ヘクタールにする件も含め、事務局の原案に対して意見がなければ、今後の審議では4ヘクタールをベースに考えていくことになるが、いかがか。

(徳地委員) 実際に4ヘクタール以上の開発があるかどうかということが、現実的な問題である。規制をつくることによる効果についても考えていく必要がある。どの程度の規模の事業が何ヘクタールの開発を伴うかイメージすることが難しい。大きな建物が大体どのくらいの開発を伴うものか資料をいただきたい。いずれにしても、かなり大きな建物の建設には、SEAが必要になろうと思うので、ここは、1ヘクタールくらいからSEAの対象としたほうが良い。環境重視と開発行為の経済性とのバランスなどについてまでこの場で議論するのは難しいが、対象規模はもう少し小さくしたらどうかと思う。

(事務局) 参考までに、京都駅ビルクラスであれば建築物として環境影響評価の対象になる。しかし、この施設は、条例が施行された時に、すでに竣工していたため、アセスは行っていない。

(笠原部会長) 資料1-3表の14番目の工業団地の造成については、何か案件はあるか。

(事務局) 当該案件を含め、事務局案で示した規模の開発は今のところ具体的な案件はない。ご指摘のとおり、改正によってどの程度効果が出るかは不透明である。過去の開発の規模について資料を用意させていただくので、それを踏まえて規模要件について議論していただきたい。

(笠原部会長) 条例改正の考え方について議論をすすめてきたが、具体的な数字等、法律との関係もあるので国での審議の状況などを見ながらすすめていくこととしたい。

(2) 京都市環境保全基準の改正について

ア 水質汚濁に係る京都市環境保全基準の改正について

・事務局より資料2, 3, 4について説明

(ア)「生活環境に係るもの」別表の類型指定の改正について

(徳地委員) BODの減少に伴って基準を見直すのは良いと思うが、一方、大腸菌群数が基準を達成していない状況について、何か対応策はあるのか。

(事務局) 大腸菌群数は、本来は人の糞尿由来の汚濁の指標として定められた基準だが、自然由来のものも測定値に含まれるものであり、有効な対応策はなかなかない状況である。水質汚濁の指標として課題があるのは認識している。

(山田委員) 鴨川の大腸菌群数の測定値をみると、最上流・AA 類型の高橋においても 1000 MPN/100mL を超えており、また、下流の値と大差ないので、動物等による自然由来の影響も考えられる。このことから、大腸菌群数の値だけで評価するのはどうかと思う。下水処理場では COD_{Mn} を、紫外線吸光度を測定してその換算値から求めているとのことであり、紫外線吸光度や TOC を使ったらもう少しはっきりと水質汚濁が計れるのではないか。

新川は C から A への見直しとなるが、発生負荷量は平成 16～21 年ではあまり変化がない一方、平成 1～5 年辺りは BOD の値が高いが、負荷量が減少した要因は何か。負荷量が現在の値のまま推移するのであれば、A に見直しても差し支えない。

(板倉委員) 養豚場と化製場がなくなった時、大幅に下がったので、もう増えることはない。

(笠原部会長) 他の水域は B から A への改正だが、新川は C から A へ改正するのでしっかり調べていただきたい。

では類型指定の見直しについて、今回は BOD を基本として行うということをご了承いただいたということではいかがか。改正を提案された水域は 11 あるが、了承したいと思う。それから C のままが 2 か所残るがこれに関しては今後改善するような方向で考えていただきたいと思う。

(イ)「水生生物の保全に係る水質環境基準」に関する新たな項目の設置等について

(笠原部会長) 前回板倉先生から、もっと身近にみられる生物についても検討すべきではないかというご意見があったが、それは今後の類型指定時に検討したいということである。これについて何か意見はないか。

(徳地委員) 化学物質だけではなかなか見れないものもあり、とても良いことだと思う。板倉先生から指摘いただいた点については、今後もう少し底生生物を入れていくが今回は、ということであればよいが。

また、再生産の有無が評価されているようだが、生物特 A・特 B を指定しない理由は何か。

(事務局) 鴨川等においても産卵場はどこかにはあると思うが、水域全体が産卵に適しているわけではないようであり、現在、生物特 A・特 B を指定する程の情報は得られていない。国も湖沼等を中心に、産卵場として保全すべきような水域に生物特 A・特 B を指定している。

(板倉委員) 魚は捕獲が難しいが、水生昆虫・底生生物は子どもでも見つけられる身近なものであり、また水質と因果関係がはっきりしており、建設省や環境省が生物指標による水質調査として実施している。そういう市民が参加しやすい水生生物を指標にする方がより身近になる。京都市でも生き物調査を始めたところなので、魚類ばかりに頼らない、市民に身近な水生生物を入れた京都市独自の基準について、今後いろいろ検討してほしい。

(事務局) 次回までの課題として、ぜひ検討したいと考えている。

(笠原部会長) ただいまの板倉先生のご意見というのは非常に貴重なご意見ではないかと思う。

類型指定にあたっては 多くの自治体が国の示した分類に従って判断していると思うが、国の基準以上の項目について検討していこう、将来的にはぜひ検討したいということなので、ぜひ京都市としても調査して、検討できるような資料を整備していただきたい。これをこの部会での意見としてぜひ書きとめていただきたいと思う。

(事務局) 我々も、独自の生物調査を実施したことがないので、データがないというのが現状である。そういったなかで、まずは市民に川を大切にしてほしいということを目指しているので、できるだけ身近な指標となるようなものを見出していけたらと思っている。

(事務局) 次に議論いただく緑の基準でもいえることだが、市民の目線は意識として必ず持つこと、そして今回情報が集めきれなかった部分もあるので今後の課題として残すということで、今回答申としていただく時、何かご意見としてつけていただきたいと思う。

(笠原部会長) 環境審議会へはこの部会の意見としてぜひそのことを盛り込んでいただきたいと思う。今回は提案のあった方向での水生生物の類型指定ということで了承いただけるか。では付帯意見をつけるということでご承認いただいたということにさせていただく。

イ 緑に係る京都市環境保全基準について

・事務局より資料5について説明

(笠原部会長) 緑にかかる環境保全基準の改正について、「緑被率」と「緑視率」2つの提案があったが、まず「緑被率」について議論する。何か質問・意見はないか。

これは緑の基本計画の緑被率の算定の基準、市街化調整区域の一部も区域に含めるなどの改定に基づいて市保全基準にも変更を反映するというもので、了承いただけるか。

(板倉委員) 新たに市街化調整区域の一部を対象地域に含めるという変更については、身近な緑として十分機能しているため、問題ないと思う。ただし、対象地域を頻繁に変えないということを条件にしていきたい。

(笠原部会長) 私も賛同する。現在、緑被率の測定は難しいが、技術的な開発が進み測定が簡単になった時に、対象地域がまた変わるような可能性があるのであれば問題があるので、長期間の評価基準として機能するよう、緑の計画は本基準と連動していることを意識していただくよう、答申の付帯意見として提出したい。

(事務局) 旧計画は平成17年度の緑被率25.8%を平成37年度に33%にするもので、現在の基準(京都市の環境保全基準)としている。今回、緑の基本計画の改正の考え方は、平成17年度の緑被率を35%に読み替え、平成37年度の目標値を37%とするものである。

(徳地委員) 平成 37 年度の目標値を 37%に設定する根拠を教えてください。

(事務局) 目標値については、身近な緑を増やしていきたいということを念頭に、1 年間に高木を 1 万本植えた場合、平成 37 年までに増えるだろう緑被率を 37%として設定している。

(笠原部会長) 次に、周りを見回した時に緑がどのくらいの割合かという指標「緑視率」の導入について議論する。ただ、まだ「緑視率」については、検討すべき事項が多いということで 2 つの事務局案が提示されている。案 1 は、緑視率の向上を目指すことを定める程度にとどめておく、案 2 は引続き情報収集を行い次回への課題とするものである。この 2 つの案について質問・意見などないか。

緑被率というのは上から見て京都市全体を評価していると思うが、緑視率というのは測定地点によって変わる可能性がある。緑視率の具体的評価方法について伺いたい。(事務局) 考え方としては、人の目の高さで見て見える緑の割合というものという定義をしているが、具体的に定量的・定性的な評価をしていくかはまだ研究段階である。例えば、壁面緑化とか、軒下の鉢植えや生垣などが緑被率で反映されないため、そういった緑を含めるべきではないかという議論がある。「緑被率」とは別の尺度となるため、評価手法については引き続き検討していく必要があると聞いている。

(事務局) 市民の緑の満足度という点では、確かに視線の高さで 360 度の中で緑の占める割合になるが、全国的な例としては国土交通省の事例（平成 17 年度に東京で緑視率の測定を実施）、と仙台市（主要街路を対象に測定）の事例に限定されており、事例数が少ない。今年度測定した地点には、京都の特性を知るような地点、また「京の緑推進プラン（仮称）」の指標の一つにするためにも事業実施の可能性が高い地域の周辺（推進プランの中で 5, 6 年単位で目標値を定めていくため）、を中心に地点を選定した。

今後、地区計画の中で緑を増やすことを掲げる地域等を選んで、推移を見ていきたい。

(笠原部会長) 緑視率については、試験的な部分が多いため、現段階では案 1 の「緑視率の向上を目指すことを定める」以上のことは決定できないと思われる。

(山田委員) 市民の参加を呼びかけるためには、街中の目に付く部分の緑を増やしていく必要があると思う。鉢植えなどで美観効果もある。

(事務局) 公共施設だけではなかなか緑が補えないため、京都市としては、民間の、先ほども言われた壁面緑化、屋上緑化等の助成をするような制度も設けている。公共の場だけでなく、いろんな民間の方にその辺のお手伝いをお願いしていきたいと考えている。今年度緑視率を測るだけではなく、アンケート調査も実施し、市民の方がどういった地域に満足しているか、調査もしていきたいと思っている。

(徳地委員) 緑視率というものが、平均的に緑の満足度を上げるということと関係していたとしても、環境や緑の量の評価とは違ってくるのではないか。緑被率・緑視率に加えて、より環境全体への緑の評価ができる基準について、今後もう少し考えていただきたい。

(事務局) 事務局としては、緑被率で平面的な緑を、緑視率で立体的な緑を、それぞれを

掛け合わせ、検討を重ねていくことで、ボリュームの部分で緑の評価ができるようになるのではと考えている。

(笠原部会長) 京都は観光の街なので、緑は非常に大切だと思う。緑被率、緑視率を向上させる方向が望まれているが、特に緑視率については現段階で評価がなかなか難しく、日本では定着した考えではないこともあわせて考えたい。

基本的に緑被率については、緑の基本計画に基づいて、対象地域を増やし、それに伴って基準値を変える、そのことについて了承いただけるか。

緑視率については、案1、案2とあるが、案1というのは案2を含んでいると思う。当然、向上を目指すということであり、これから調査をし、どういう数値とすべきか、計測方法についても検討していかないと実際に向上を目指すことができないと思うので、緑視率の向上を目指して、今後も調査・検討を行っていくということで、部会の意見として提案させていただきたいと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(笠原部会長) では、緑被率については緑の基本計画に併せて基準値を変更する、緑視率については、向上を目指すということを、部会からの意見とする。

本日の審議で出た次回報告願いたい件が4つあった。1つは、特定地域の設定理由、2番目として過去の開発事業の規模について調査いただきたい。3番目にBODの変化の要因、4番目に一般市民が分かるような水生生物の指標について、これは息の長い話になるが調査を進めていただきたい。

(3) その他

・事務局より、資料6（スケジュール及び京都市環境保全基準改正案についてのパブリックコメント）について説明

(笠原部会長) 環境保全基準に関するパブリックコメントの実施について、何か意見・質問等ないか。開催するということでは了承いただけるか。では内容については私と事務局の方にご一任いただきたいと思いますと思うが、いかがか。

(委員) 異議なし

(笠原部会長) ではご一任いただいたということで、1月の部会報告案に向けて進んでいきたいと思う。

3 閉会